

# 総合調整会議（2018. 2. 21）

○日時：平成30年2月21日（水） 午前8時47分～午前9時18分、  
午後4時45分～午後4時55分

○場所：栗東市役所3階談話室

○出席者：市長、副市長、教育長、部長等

## <会議内容>

### 1. 市長の指示事項

#### 市長からの指示

- ・国の学校施設環境改善交付金が採択され、平成29年度の補正予算で対応することから、手続きにあっては教育委員会と財政課で連携して取り組むこと。
- ・3月議会の代表質問、個人質問に向けた準備を行うこと。
- ・待機児童の状況と推移を報告すること。
- ・職員が業務で失敗したときは、初期対応後に報告を行うこと。また、窓口等の対応にあっては、今一度、気を引き締めて対応すること。
- ・職員の健康状態について、日頃の目配りを願う。

### 2. 審議事項

#### 【案件名】(1) 栗東市健康増進計画「第2次健康りっとう21」中間評価報告書(案)について

→ 子ども・健康部長、健康増進課長から説明

- ・平成26年度から35年度までを計画期間とする第2次健康りっとう21の中間年を迎えることから、中間評価と見直しを行ったので、その報告書(案)について審議いただくものである。

区分：決定

#### 【案件名】(2) 栗東市子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

→ 子ども・健康部長から説明

- ・平成29年1月27日付けの内閣府の事務連絡に基づき、平成29年度内に栗東市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しを行うにあたり、現状と計画の見込み量とが大きく乖離している事業について、見直し(案)を審議いただくものである。

区分：決定

### 3. 報告事項

#### 【案件名】(1) 栗東市公営住宅等長寿命化計画修正の中間報告について

→ 建設部長、住宅課長から説明

- ・平成23年度に策定した公営住宅等長寿命化計画が中間年次見直し時期を迎えたため、現状の問題・課題等を明らかにし、今後10年間における具体的な整備・維持管理計画を新たに定めるにあたり、計画修正の中間報告を行うものである。
- ・中間見直しにあたり、平成28年度に行った点検業務の結果を反映させるとともに、平成28年度に改定された国の指針を反映させる。さらに、入居者の高齢化に伴う住替え希望者の増加、団地ごとに見られる空き室の増加等の課題も含めて検討する。
- ・中間報告の概要として、次の通り考える。
  - 1) 応募倍率の低下や需要の将来的な減少予測を踏まえると、管理戸数を増やすことは将来的な財政負担を考えると適当ではない。また、前回計画で位置づけられた新設事業や建替え事業は、応募倍率、立地条件、隣接する団地の空き室状況等から判断して必要性が低い。
  - 2) 本来、管理戸数の決定は住生活基本計画に合わせて検討すべきであるが、将来的な管理戸数の減少を見据えて計画を策定する。
  - 3) これまでは主に「長寿命化型改善」に取り組んできたが、入居者の高齢化等に伴う課題に対処するため、「今後は福祉対応型改善」「居住性向上型改善」に取り組む必要がある。
- ・今後、3月議会で報告し、平成30年6月に策定予定である。

[市長]

- ・中間報告で事業の必要性が低いとした各団地の入居者には、それらの事業を期待して入居された方もおられると考えられるので、団地名を明記するべきではない。以前、その点について指摘したはずだが。

[建設部長、住宅課長]

- ・市長の指摘を受けて検討した上で、長寿命化計画としてそれらの事業を中止するのではなく、現計画期間内の事業実施を見送る考えから、団地名を明記することとした。公営住宅の応募倍率の低下等を踏まえると、現在の管理戸数を維持しながら、平成33年度の住生活基本計画見直しの中で明らかにし、最終的には新規住宅は建設しない方向に持っていきたい。

[市長]

- ・団地名を記載したまま議会説明を行うと、地元にも理解を得られていない中で、市民にも情報が伝わることを懸念する。

[副市長]

- ・中間見直しの報告において、あえて個別名称を出す必要はない。

[住宅課長]

- ・団地の名称を記載しないこととし、資料を修正する。

**区分：了解**

## 【案件名】(2) 農業経営の下限面積 5 反 (50a) 要件の一部地域での緩和について

→ 環境経済部長から説明

- ・農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権移転（売買、贈与等）または権利の設定（賃貸借等）を許可する要件の一つに、譲受人（借人）は、申請地を含めた農業経営面積が50a(=5000 m<sup>2</sup>)以上必要であるが、平成30年2月9日に招集した栗東市農業委員会総会において、著しく農地の減少がみられる地域の農地の権利移動等を円滑にし、農業経営ができるよう、農地法第3条第2項第5号の規定により、本市における別段面積を設定し、下限面積の要件を緩和したので報告するものである。
- ・要件緩和については、農業委員会において以前から議論されており、また、市街化区域内の営農者からも同様の声があがっていた。
- ・別段面積を設定する地区は、経営状況が概ね一定で、経営面積3反以下の割合が6～9割の区域であり、本市全体の農地面積の約7%である。
- ・別段面積を30aとする。
- ・平成30年2月9日に告示しており、4月1日申請分から適用する。
- ・今後、3月議会において報告する。

[市民政策部政策監]

- ・要件が緩和されたことによる行政への影響は。

[環境経済部長]

- ・今回の対象区域は、市街化区域の中でも著しく農地が減少している地域であり、農業政策上の問題は特になく、市街化区域で農業経営が行いやすくなる。また、道路事業等の用地買収に伴う代替地が取得しやすくなる。

[市民政策部長]

- ・経営面積3反以下の農地が6～9割あるのであれば、更に要件を緩和すべきではないか。

[環境経済部長]

- ・要件を緩和しすぎると農業政策上の問題が生じる恐れがあり、一旦今回の内容で様子を見る。

[市長]

- ・議会へ報告するタイミングが遅くなったため、今後は十分留意すること。

**区分：了解**

#### 4. 閉会

##### 副市長からの挨拶

- ・ 3月議会では、代表・個人質問、各委員会等において説明責任を果たすこと。
- ・ 本会議開会までに、議案および各資料に目を通し、内容の誤りがないか再確認すること。

以上